

熊本県公報

第 1 1 0 6 9 号
平成 16 年 1 月 7 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定	(介護保険課) 1
○平成15年度の熊本県地域総合整備資金貸付に係る償還金の徴収事務委託	(地域政策課) 1
○指定居宅介護支援事業所の指定	(介護保険課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 2
○家畜伝染病(ヨネ病)の発生	(畜産衛生課) 2
○土地収用法による手続の開始	(用地対策課) 2
○道路の区域決定	(道路総務課) 3
○道路の供用開始	(") 3
○ " " " " " "	(") 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 4
公 告	
○入会林野整備計画の適否決定	(林政課) 4
○公共測量の実施	(監理課) 4
○土地改良区に対する解散命令	(農村計画課) 4
○林業改良指導員資格試験の合格者	(林政課) 5
○肥料登録更新	(経営技術課) 5
○土地改良区役員の住所変更	(農村計画課) 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 5
○ " " " " " "	(") 6
○ " " " " " "	(") 7
○ " " " " " "	(") 7
登 載 依 頼	
○直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会) 8
○ " " " " " "	(") 8
○感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催	(感染症発生動向調査企画委員会) 9

告 示

熊本県告示第1号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成16年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム おとぎの国 鹿本郡鹿本町大字津袋585番地	社会福祉法人 不動産	平成15年12月15日

熊本県告示第2号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、歳入の徴収事務を次のように委託した。
平成16年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 委託した徴収事務
平成15年度の熊本県地域総合整備資金貸付に係る償還金の徴収事務
- 受託者の名称及び住所
 - 名称 財団法人地域総合整備財団
 - 住所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号

3 委託年月日
平成 15 年 12 月 11 日

熊本県告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケアサポート 熊本市長嶺西一丁目 6 番 88 号 ザ・ク レイン 103	メディック・エム・エム株式 会社	平成 15 年 12 月 18 日

熊本県告示第 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケアサポート 熊本市長嶺西一丁目 6 番 88 号 ザ・ク レイン 103	メディック・エム・エム株式 会社	平成 15 年 12 月 18 日

熊本県告示第 5 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。
平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 15 年 12 月 18 日	横島町	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 6 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 3 の規定により、次のとおり収用の手続の開始を告示する。
平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 収用の手続が開始される起業地
 - (1) 土地 熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目、字野々脇、字状越、字宮目木、字大平、字三方谷、字鶴地、字辻、字打揚、字下谷、字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字九折瀬及び字鶴、丙字清楽、字二俣、字銅山、字逆瀬川、字小八重、字池ノ鶴、字中島及び字土会平並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、字扇野、字掛迫、字高野鶴、字高野及び字椎葉地内
 - (2) 鉱業権 熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬及び字鶴並びに乙字掛迫地内
 - (3) 水利権（川辺川第二発電所）
 - 〔一級河川球磨川水系川辺川〕
 - 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字状越地内
 - 右岸 同県同郡五木村丙字清楽地内
 - 〔一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川〕
 - 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字横井地内
 - 右岸 同県同郡相良村大字四浦西字小平地内
 - 〔一級河川球磨川水系川辺川左支川葛の八重谷川（宮目木川）〕
 - 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内
 - 右岸 同県同郡五木村甲字状越地内
 - (4) 水利権（川辺川第一発電所）
 - 〔一級河川球磨川水系川辺川〕
 - 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内